

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 17 号

人事記録の管理に関する規則の一部を改正する規則

人事記録の管理に関する規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 4 項の規定に基づき、職員の履歴カード及び履歴カードの附属書類（以下「人事記録」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 5 項の規定に基づき、職員の履歴カード及び履歴カードの附属書類（以下「人事記録」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。